



第27回 個性づくりテーマ展示

子どもの権利 ～成長・発達する権利～



いわゆる開発途上国では、病気や栄養不良などで毎年多くの子どもが死亡したり、貧困や路上生活や劣悪な児童労働に多数の子ども達が置かれていたりしています。先進国の我が国でも、虐待やいじめなどの子どもに対する暴力、ネグレクト、貧困問題など、子ども達をめぐる深刻な状況が沢山あります。

1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」は、これらの現実を「かわいそうだ」という観点ではなく、子どもの生存や発達の権利の侵害であるという認識に立ち、地球上のすべての子どもの差別を禁止し平等を保障し、子どもの最善の利益の保証とそのため措置を義務付けています。

今回は「子どもの権利条約」を中心として、子どもの権利について考えます。

展示期間 2015年10月31日(土)～12月24日(木)
展示場所 鷺宮図書館 5階個性展示コーナー

中野区立鷺宮図書館

中野区鷺宮 3-22-5 Tel 03-3337-1044

◆子どもの権利とは◆

子どもの権利とは、大人の人権を子どもにも適用するという事ではなく、「その子どもが将来にわたって人間的に成長発達する権利」と言えます。子どもはその発達段階にふさわしい経験と学習を重ねて成長し、自分の可能性を伸ばして、幸せを自ら選び取る力をつけていきます。親や周りの大人や社会全体は、すべての子どもの成長する権利を保証し、援助する責任を持っています。



◆子どもの権利の歴史◆

18世紀のフランス革命で人間の権利が主張されました。しかしその「人間」からは女性、子ども、奴隷は外されていました。その後、女性も人間としての権利と同時に女性の特性を含んでの女性の権利、労働者も人間としての権利と同時に労働者としての権利が主張されていきます。20世紀になると子どもについても、未熟なものとして保護されると同時に、未熟さを発達の可能性ととらえて、子ども固有の権利が主張されていきます。

◆子どもの権利条約の成立◆

1948年に国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。その10年後の1959年には「子どもの権利宣言」が採択され、20年後の1979年には「国際児童年」がもたれて、子どもの権利保障のための国際条約化の動きが進みました。1989年、第44回国連総会で「子どもの権利条約」が採択されました。日本は1994年に批准しました。さらに、2000年には「子どもの売買、子ども売春及び子どもポルノに関する選択議定書」と「武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書」、2011年には「通報手続に関する選択議定書」が国連で採択されました。（選択議定書とは、条約に新たな内容を追加や補強する文書で、条約と同じ効力を持ちます。）

◆子どもの権利条約の内容と特徴◆

「子どもの権利条約」（日本ユニセフ協会訳）は、子どもにも理解できるやさしい言葉で書かれています。条約は18歳未満を「児童（子ども）」と定義し、前文と本文54条で構成されていて、あらゆる差別の禁止（2条）、子どもの最善の利益確保（3条）、生命・生存・発達への権利（6条）、子どもの意見の尊重（12条）を一般原則にしています。そのうえで、表現の自由・プライバシーの保護などの市民的権利、子どものケアや家庭環境に関わる権利、教育や福祉の権利、法に抵触した子どもの権利、難民・先住民の子どもや障害のある子どもの権利など、子どもが一人の人間として成長・自立していくうえで必要な権利をほとんど規定しています。

●権利の主体としての子ども

子どもはもっぱら保護の対象として捉えられていました。しかし条約は、子どもも独立した人格と尊厳を持った権利の主体で、自己



に影響を及ぼすすべての事柄の決定過程に参加する権利を保障しています。意見表明の権利（12条）の他、表現・情報の自由（13条）、思想・良心・宗教の自由（14条）、結社・集会の自由（15条）、プライバシー・通信・名誉の保護（16条）などがあります。

●あらゆる差別の禁止

前文3段および2条では、子どものみならず親(保護者)の人種・皮膚の色・性・言語・政治的その他の意見・国民的民族的社会的出身・財産・障がい・出生等による差別を禁止しています。



●親・家族(環境)の重視



子どもは、全面的で調和のとれた人格の発達のためにふさわしい家族環境（代替的な環境を含む）の下で成長すべきである、という理念に基づいて、家族形成・環境維持にかかわる権利が保障されています。親に養育される権利（7条）や、家庭環境を奪われた子どもは代替的養育が確保されます(20条)。親は子どもが権利を行使するに当って、その能力と発達に一致する方法で指導する権利と義務を持ち、責任を負っています（5条）。

●子どもの最善の利益確保

条約は子どもの権利保障における国の義務を明確にし、国と親・家族との関係とそれぞれの役割を明らかにしています。子どもに大人が関与する場合、現在や未来において、子どもによりよい結果をもたらすような関与の仕方をしなければなりません。

社会福祉機関・裁判所・行政・立法機関などの子どもに関わるすべての活動において、こどもの最善の利益が第一次的に考慮されます（3条）。国も、子どもの最善の利益を考慮しながら、権利実現のために適切な措置をとります（3条・4条）。また、子どもの最善の利益からすると親から分離した方がよい場合(9条)、家庭環境から引き離れた方がよい場合（20条）は、国が親子・家庭環境に介入することが出来ます。

●困難な状況下にある子どもの緊急かつ優先的な保護

健康・医療・社会保障・生活水準への権利（24条から27条）などに加えて、経済的搾取・有害労働・麻薬・性的搾取・虐待・誘拐・売買等からの保障（32条から36条）、武力紛争における保護（38条）、犠牲になったこどもの心身の回復と社会復帰（39条）などが規定されています。



出典：『子育て・教育の基本を考える』堀尾輝久／著 童心社
『〈逐条解説〉子どもの権利条約』喜多明人／森田明美／広沢明／荒巻重人／編 日本評論社

おすすめ展示図書



『子育て・教育の基本を考える
子どもの最善の利益を軸に』
堀尾輝久／著
いわさきちひろ／表紙画
童心社 2007
請求記号 371.4 ホ

子どもの権利思想の歴史と、子どもが成長発達することを通して子どもの権利とは何かを具体的に考察する好著。



『逐条解説 子どもの権利条約』
喜多明人・森田明美・広沢明・荒牧重人／編
日本評論社 2009
請求記号 369.4 チ

国際的な基準や解説を紹介しつつ、日本における子どもの実態を踏まえた視点で子どもの権利条約を条文ごとに解説。子どもの権利条約を理解し活用していくための基本書。



『コルチャック子どもの権利の尊重
子どもはすでに人間である』
塚本智弘／監修
子どもの未来社 2004
請求記号 369.4 コ

コルチャックの生涯と子どもの権利に関する思想を紹介し、子どもの権利条約の成立とコルチャックおよびポーランドの関係を考察する。

展示図書リスト

このリストのほかにも多数取り揃えております。ぜひ展示コーナーへお立ち寄りください。

書名	著者名	出版社	請求記号	出版年
子どもの権利-次世代につなぐ	喜多 明人／著	エイデル研究所	369.4 キ	2015
子どもの権利と人権保障	児玉 勇二／編	明石書店	369.4 コ	2015
いま、子どもの人権を考える	子どもの人権研究会／編	日本評論社 サービスセンター	369.4 イ	2013
うばわないで！子ども時代 - 気晴らし・遊び・文化の権利(子どもの権利 条約第 31 条)	増山 均／編著	新日本出版社	371.4 ウ	2012
問われる子どもの人権	日本弁護士連合会／編	駒草出版	369.4 ト	2011
児童虐待を防ぐために	千葉 喜久也／著	本の森	369.4 チ	2015
保育者・教師に役立つ子ども虐待対応実 践ガイド	保育・学校現場での虐 待対応研究会／著	東洋館出版社	367.6 ホ	2013
児童労働撤廃に向けて	中村 まり／編	アジア経済研究所	366.3 ジ	2013
子どもの貧困- 貧困の連鎖と学習支援	宮武 正明／著	みらい	369.4 ミ	2014
子どもの性虐待と人権	柴田 朋／著	明石書店	376.1 ト	2009

コルチャック先生

「子どもの権利条約の精神的な父」

日本で「コルチャック先生」の名で知られているヤヌシュ・コルチャック氏は、1878年、ポーランドのワルシャワに生まれました。医師であり児童文学者であり教育者の彼は、1929年、世界恐慌の始まった時期に、「子どもの権利の尊重」というエッセイを著しました。それには、子どもの「今日を生きる権利」を求め、子どもの充実した現在を保証しない限り未来はない、と主張しています。1911年からはユダヤ人孤児のための孤児院の院長となり、1942年8月、孤児院の200人の子ども達と共にホロコーストの犠牲となりました。

「子どもの権利条約」制定にはポーランドが大きく関与しましたが、その理由は、ポーランドは2つの世界大戦で何百万人もの子どもが犠牲になったという悲惨な経験と、コルチャック先生を代表とする子どもの権利思想に裏付けられていたからです。

ユニセフはコルチャック先生を「子どもの権利条約の精神的な父」と呼んでいます。

出典：『コルチャック 子どもの権利の尊重』塚本 智宏／著 子どもの未来社

子どもの権利について調べるには

図書館の資料の調べ方、インターネットを活用した調べ方についてご紹介します。

1 【情報探索のキーワード】 効率的な情報検索には、適切なキーワードが必要です。

子どもの権利	人権	ユニセフ
児童憲章	いじめ	虐待
ネグレクト	子どもの貧困	児童労働

2 【基本的な情報源】 辞書・事典類でテーマについて基本的な情報を入手しましょう。

資料情報	請求記号	配架場所
<逐条解説>子どもの権利条約	369.4 チ	個性づくりコーナー 中央
子どもの権利ガイドブック	369.4 ニ	江古田
現代用語の基礎知識 2011	031 ゲ	6階

◎中央図書館参考室では、子育てや教育に関する統計や白書を所蔵しています。

資料情報	分類
子ども・子育て白書 平成24年版	369.4 コ
子ども・若者白書 平成26年版	376.1 コ
子ども白書 2009年版 日本子どもを守る会／編	369.4 コ

3 【図書を探す】

●館内所蔵を探す

◎ テーマの棚に行って探す

図書館の本は主題ごとに棚に並んでいるので、請求記号の最初の数字を参考にして同じ主題の本を探すことができます。

分類	分野	分類	分野	分類	分野
369.4	児童福祉	371.4	教育心理学	367.6	児童・青少年問題

◎ 中野区立図書館利用者解放端末（OPAC）で探す。

資料のタイトル、著者名、出版社名などから、中野区立図書館所蔵の資料を検索できます。

中野区立図書館のHP <http://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/>

中野区立図書館 HP（携帯版） <http://www3.city.tokyo-nakano.lg.jp/tosho/i/>

● 東京都内公立図書館で所蔵されている図書を探す。

◎ 「東京都立図書館統合検索」 <http://ufinity01.jp.fujitsu.com/metro/index.php>

● 国内で刊行されている図書を探す。

◎ 「国立国会図書館サーチ」 <http://www.ndl.go.jp/>

◎「Books.or.jp」 <http://www.books.or.jp/>

国内で発行された入手可能な書籍が検索できます。出版社のホームページやオンライン書店へのリンクもあります。

4 【オンラインデータベースで調べる】

中央図書館では、参考資料コーナーの利用者開放インターネット端末で、以下のデータベースをご利用いただけます。

データベース	収録期間と主な内容
官報情報検索サービス	1947年5月3日から当日までの官報記事の検索
日経テレコン	1975年からの日経4紙（経済・産業・金融・流通）の記事
聞蔵Ⅱビジュアル	1926年から1945年までの朝日新聞紙面イメージ 1945年から当日までの新聞の記事 ほか
MAGAZINE PLUS	1981年からの一般紙・総合誌の雑誌記事検索や学術論文
WHO PLUS	歴史上の人物から現代の人物まで約32万人のプロフィール
D1-Law.com	判例情報、法律の改廃記録、法律判例文献情報 など

5 【インターネットを利用する】

●中野区の子育て関係の情報を知る

◎中野区子育て支援情報 <http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/guide/003/009/>

◎暮らしのガイド「子ども・教育」

<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/guide/003/index.html>

●子どもの権利について調べる

◎日本ユニセフ協会 子どもの権利条約特設サイト <http://www.unicef.or.jp/crc/>

◎文部科学省 児童の権利に関する条約

http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/jidou/main4_a9.htm

◎日本弁護士連合会 子どもの権利（子どもの権利委員会）

http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/child_rights.html

◎アムネスティ日本 子どもの権利

http://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/child_rights/

◎国際 NGO・特定非営利活動法人 子どもの権利条約総合研究所

http://homepage2.nifty.com/npo_crc/index.html

●子どもの権利に関する相談

◎中野区 人権擁護相談

<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/101500/d011004.html>

◎東京都児童相談センター 子どもの権利擁護専門相談事業（東京子どもネット）

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/jicen/annai/keriyougo.html>

◎法務省 子どもの人権 110 番

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>



子どもの権利をめぐる諸問題



○虐待

虐待とは、子どもの正常な成長を妨げるような有害な行為全般を指します。子どもに悪意を持っている場合は言うまでも無く、「しつけのため」と信じているような場合でも、そうした行為を行った場合は虐待とみなされます。

児童虐待防止法では以下のように虐待を定義づけています。

身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
性的虐待	児童にわいせつな行為をすることやさせること。
ネグレクト	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。
心理的虐待	児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、同居家族に対する暴力。その他児童に著しい心理的外傷を与える言動。

○いじめ

何よりもまず、「いじめ」は人権侵害と明確に認識することが必要です。いじめは被害者に大きな精神的・肉体的苦痛をもたらします。さらに加害者側も、他者に対する共感や理解を欠くということは人間として健やかな成長を遂げられていないという意味で、人権が損なわれていたといえます。



○貧困による教育格差

厚生労働省の最新の「国民生活基礎調査」(2013年調査)では、「子どもの貧困率」は16.3%で、日本では6人に1人の子どもが貧困状況にあるとされ、先進国で最悪のレベルと言われています。世界には小学校にも行けない子どもが大勢います。日本では中学校までの義務教育の無償が憲法で定められていますが、貧困が原因で就学にさまざまな困難が生じている場合があります。また、本人が希望していても義務教育後の進学を断念したり、入学しても授業料滞納を理由に退学を余儀なくされる場合もあります。貧困の状況にある子どもであっても、教育を受ける権利に不平等が生じない社会システムの構築が望まれます。

○性被害

性的虐待、子ども買春・児童ポルノ等の性的搾取、は、許されない人権侵害です。性を侵害された子どもの被害は想像以上に深刻で、自殺未遂、摂食障害、人間不信、過剰な性的早熟、時には性的虐待の連鎖もありえます。子どもはまだ自らを防御する能力にも欠け、常に弱い立場におかれ支配されます。他者の性を支配するという事は、人間としての尊厳を踏みにじる行為です。被害者の子どもは、自らに罪があるかのように思い込み、自分の価値を否定して生きる希望を失ってしまいます。被害者の子どもが人間への信頼を回復し、自らの価値を確信して生きる希望を取り戻せるような支援が必要です。



出典：『子どもの権利ガイドブック』 日本弁護士連合会／編著 明石書店
『児童虐待』 南部さおり／著 教育出版
『子どもの貧困と教育機会の不平等』 鷹咲子／著 明石書店